

航空機運航のDX推進に向けた検討会 規約（案）

（設置の目的）

第 1 条 「デジタル情報共有基盤（SWIM）」の導入により、運航者・空港関係者の生産性の向上、現場の働き方改革及び災害対応力の向上が図られるとともに、エンドユーザーへ提供される情報が精緻化・迅速化されることによる利便性向上が期待される。

このため、運航者、空港関係者等の関係者と広く連携し、航空交通・運航関連データの利活用に必要な取組の検討、関係者への情報提供及び相互の連携を推進するための検討会を設立する。

（本検討会の構成）

第 2 条 本検討会は別紙に掲げる委員及び構成員で構成する。ただし、第 3 条第 1 項に規定する座長は、必要があると認めるときは、委員及び構成員の追加又は関係者の出席を求めることができる。

（座長の任命等）

第 3 条 本検討会に座長を置く。

2 座長は、検討会の決議によってこれを定める。

3 座長は、本検討会を統括する。

4 座長に事故があるときは、委員のうちから座長が指名する者が、その職務を代理する。

（議事の公開）

第 4 条 本検討会の資料は内部情報が含まれる場合等を除き、公開とする。

2 本検討会の議事要旨は、事務局が座長の確認を得たのち、速やかに国土交通省ホームページにおいて公開する。

（事務局）

第 5 条 本検討会の事務局は、国土交通省航空局交通管制部交通管制企画課及び運用課に置く。

（守秘義務）

第 6 条 委員、構成員を含む全ての参加者は、検討会を通じて知り得た秘密事項を漏らしてはならない。本検討会が終了した後も同様とする。

（雑則）

第 7 条 この規約に定めるもののほか、本検討会の運営に関し必要な事項については、本検討会で定めるものとする。

附 則

この規約は、令和 3 年 9 月 2 1 日から施行する。